平成２７年（フ）第３０号
広島県三次市三次町367番地２
債務者　湯木　英子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２５５号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜100番地の１
ラベルダ301
債務者　登野城智賀（旧姓慶田城）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２３号
茨城県稲敷郡阿見町中央５丁目５番３号、前住所茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目29番地13
債務者　青山　嘉昭
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
新潟県長岡市南七日町73番地９　サンエクセル202号室
債務者　小幡　　潤
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢827番地16―202号
債務者　阿部　弥生（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
新潟県長岡市下々条町1734番地１　リバーサイドＢ102号室、前住所新潟県長岡市喜多町384番地
債務者　吉澤　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
新潟県魚沼市佐梨334番地２　ハイム星203号
債務者　佐藤　幸夫
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５７９号
さいたま市北区奈良町64番地14　グランパレスダイトー403
債務者　杉山　佳孝
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５９号
さいたま市桜区西堀８丁目14番８―102号
債務者　内田　　先
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６８号
埼玉県志木市柏町５丁目５番35号　メゾンナガシマ201号、住民票上の住所埼玉県富士見市貝塚１丁目28番２号　カルテット102
債務者　三田麻衣子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８２号
埼玉県川口市大字東本郷1278番地の８　パークエステート207号、旧住所埼玉県川口市赤井４丁目31番８号
債務者　野上　　純（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８６号
埼玉県川口市東領家４丁目15番19号　塚越方
債務者　松浦八重子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９４号
埼玉県加須市南大桑1807番地14
債務者　塩澤　　勇
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９５号
埼玉県上尾市大字上野267番地１　Ｓマンション305
債務者　馬場　朋典
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８２６号
埼玉県久喜市久喜東１丁目20番26号
債務者　渡邊　尚毅
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
埼玉県草加市栄町２丁目７番17号　きよ松原102号
債務者　荒木　奈美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2531番地５
債務者　堀江　弓絵
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係